

平成29年度社会福祉法人桑折町社会福祉協議会事業計画

－みなさんに寄り添い、共に歩む社協を目指して－

I 事業運営の基本方針

1) 法改正による社会貢献と地域課題

平成29年4月からの社会福祉法の改正に伴い、桑折町社会福祉協議会の定款が改正され、新定款に基づいて事業計画等を進めていくこととなります。その中で社会福祉法人の役割として積極的に地域社会に貢献していかなければならないとされ、社会福祉充実残額を活用した社会福祉充実計画（5年間）を策定することとなります。

また、桑折町社会福祉協議会が社会福祉法人として認可されて40周年を迎えるにあたり、記念事業を実施し、会員である町民の皆様と共に社協の果たす役割を確認し合い、新たなスタートを切る節目の年といたします。

現在、地域社会においては少子高齢化の進行や人口減少、また核家族や都市化に伴い、家族・地域のつながりの希薄化や地域の支え合いの脆弱化を背景とする福祉課題への対応が急務となっており、本町においても子育て支援や若者定住、さらには約3人にひとりが65歳以上の高齢者である実情に鑑み、これらの対策が重要課題となっております。

2) 更なる福祉活動の展開

東日本大震災から6年が経過した中において、駅前災害公営住宅、復興住宅が完成し入居が進むにつれ、仮設住宅は取り壊され仮設住宅に居住する住民はかなり少なくなることで、今まで5年5か月にわたり県社協の補助で配置していた生活支援相談員を本来のボランティアセンター業務に戻します。

また、福島県が設置していた仮設の浪江町デイサービスセンター（サポートセンター）も、平成29年3月を以て廃止することで撤去の予定でしたが、桑折町と協議し、県より町が4月に譲受を受け、町が設置主体となり社協と共同で介護予防・健康寿命の延伸のため、献上桃の郷桑折いきいきサポートセンター「もんも館」として有効活用を図り、町民と浪江町民との交流の場としていきます。

本年度の事業運営については、これらの課題に的確に対応するためにこれまで取り組んできた地域の福祉力を高める事業の充実と体制の整備を図り、町民による地域福祉活動や生活支援の強化に努める必要があります。

3) 新たなサービス事業の実施に向けて

次に、本会が実施する介護サービス事業については、ここ近年、利用者数の減少や介護報酬の切り下げにより経営が厳しくなっております。よって、桑折いきいきサポートセンターもんも館を「やすらぎデイサテライトもんも」として、リハビリ特化型・半日デイサービスを開設し、介護予防とリハビリをセットにした新しい町民ニーズに対応したサービスを展開いたします。そして、介護保険制度の改正に伴う要支援者の方への新たなサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）が求められてきますので、町と連携して対応し、総合事業の整備を進めることでサービスの質の向上を図り、利用者の安心と信頼の確保に努めていきます。更には職域環境の改善をして行くことで人材確保を図っていきます。

以上の状況を踏まえ、平成29年度事業運営に当たっては、

- 一 支えあい社会構築のため、社協の果たすべき役割の、住民に寄り添った地域福祉事業をさらに推進します。
- 二 住民ニーズにこたえる効果的かつ効率的な介護事業及び町が進める介護予防・日常生活支援総合事業に協力していきます。
- 三 経営基盤の安定のため、更なる財源の確保に努めるとともに、人材育成体系の整備を進めます。
- 四 献上桃の郷桑折いきいきサポートセンター「もんも館」を開設します。

を基本方針とし、世代を越えた支え合いなど、地域全体が連帯する活力ある共生社会の構築に努め、社協の使命である「誰でもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進します。

II 事業実施目標

1 理事会・評議員会の開催

今年4月1日からの定款の改正に伴い、理事7名、監事2名、評議員10名の体制で定期的を開催し、町民のニーズに即した地域福祉事業を展開するとともに、介護保険事業・介護予防事業の健全な運営に、役職員一体となって取り組みます。

2 組織運営の整備

① 組織運営の検討

地域の福祉ニーズに応えられるよう組織及び事業内容の検証や見直しを行い、効果的で効率的な事業の推進に努めるとともに、組織運営体制の整備に努めます。

② 人材養成体系の整備

介護サービス事業の質の向上を図るため、職場環境の整備や職員研修の充実と職員の資質の向上を図り、利用者から安心して、信頼される事業の運営に努めます。

3 地域福祉事業の実施

① 地域福祉事業の推進

- 1) 地域福祉の推進のため、民生委員等関係機関団体との調整を図り、福祉活動の支援を行います。
- 2) 寝たきり高齢者等の介護者に対する支援を行います。
 - ア) 家族介護者交流事業の実施（地域包括支援センター）
 - イ) 激励・支援事業の実施
- 3) 福祉団体等の活動促進のため福祉バスを運行します。

② ボランティア活動の推進

- 1) 住民参加の事業を展開できるように、行政と協力し合い、ボランティアの発掘・育成を図ります。
- 2) 個人及び団体の登録ボランティア相互の連携と連絡調整を図り、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 3) 生活支援・介護予防サービスへのボランティアの育成を図ります。
- 4) ボランティアセンター広報誌「陽だまり」を毎月発行し、ボランティアの募集、ニーズの発掘及びボランティアについての啓発を図ります。」
- 5) 町内小中学校と連携し「サマーショートボランティアスクール」を通じて福祉教育、ボランティア体験を支援します。
- 6) 有償ボランティアセンターを設置し、桑折いきいきサポートセンター「もんも館」で日曜日に実施する介護予防事業等の「元気シニアクラブ」の運営において社協職員等が有償ボランティアの模範を示した活動の中で広く町民に浸透させていくことで、皆様の理解をいただき多くの町民の参加を求めていき、有償ボランティア制度を確立させていきます。
- 7) ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動保険への加入を促進します。

③ 高齢者福祉事業の推進

- 1) 老人クラブ活動の育成支援
- 2) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯及び寝たきり高齢者に共同募金の配分金を活用し援助、支援を行います。
 - ア) ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象にした事業
 - a) シニアいきいきの集いを実施
 - b) 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯支援事業を実施

- c) 除雪することが困難な世帯に対しての除雪事業の実施
- 1) 寝たきり高齢者を対象にした事業
 - a) 寝具乾燥事業を実施
 - b) 日常生活用品引換券給付事業を実施
- 3) 介護保険で自立等と認定された方のうち、デイサービスが必要とされる方に対し、町からの受託によりサービスの提供を行います。

④ 障がい(児)者福祉事業の推進

- 1) ふれあいデイサービス事業を実施して、レクリエーション活動を通して参加者とボランティアの交流を図ります。
- 2) 障がい者の団体に対し、活動の推進のための経費の助成を行います。

⑤ 幼児・児童福祉事業の推進

- 1) 要保護世帯・準要保護世帯への支援事業を実施します。
- 2) 保育を要する児童のための活動を支援します。
- 3) 乳幼児を持つ母親の相互連携や情報交換のための活動を支援します。
- 4) 児童遊び場を管理点検し、活用のない遊び場は撤去し、町民のニーズに応じた対応をします。

⑥ 低所得世帯の援護

- 1) 生活援助資金及び生活福祉資金の周知及び適正な運用を図ります。
- 2) 生活困窮者に対し義援金を配分します。
- 3) 生活困窮者自立支援制度について、町と民生委員と協力し対応していきます。

⑦ 福祉活動等の支援

- 1) 町内で活動する福祉団体等の活動を支援します。
- 2) ふれあいいきいきサロンの育成と活動を支援し、活動費の一部を助成します。
 - ア) サロンの新規開設を促進するための指導援助、コーディネートを推進します。
 - イ) サロンの後継者育成と介護予防、健康志向の事業にも取り組みます。
 - ウ) ふれあいいきいきサロンにおける講師派遣及び「うぶかの郷」を利用した事業を助成します。
 - エ) 子育てサロンに対し、活動の推進のため配分金を交付します。
 - オ) ふれあい館の維持管理・利活用と運営を支援します。

⑧ 社会福祉事業の周知

- 1) 社会福祉協議会広報紙「社協だより」を年4回発行し、社協事業の町民への周知徹底を図ります。
- 2) ホームページを随時更新し、情報公開に努めます。
- 3) 地域福祉向上のための、啓発事業としての講演会を実施します。
- 4) 社協事業の公開のため、決算計算関係書類及び財産目録等を閲覧できるよう事務所に備えおきます。

⑨ 福祉総合相談所の開設

福祉全般にかかる相談及び苦情を処理するため、福祉総合相談所を開設します。

- 1) 相談事務の常設 広く福祉に関する相談及び苦情を受け付け、必要に応じ関係機関、弁護士との連携を図り処理します。
- 2) 法律相談日の開催 毎月1回、4地区の公民館で順次に弁護士による相談日を開催します。

⑩ 苦情処理の対応

福祉事業に対する苦情、要望などを受け付け対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び委員(5名)を設置し、早急な苦情解決を図ります。また客観的な立場で解決を図るために第三者委員(3名)を配置します。

⑪ 権利擁護事業

- 1) 判断力の不十分な方に対し、福島県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用を推進します。
- 2) 町長申し立てにより被後見人・被保佐人・被補助人の審判を受けた町民のうち、後見人・保佐人・補助人となり得る親族等がない町民に対し、本会が法人後見人として後見業務を行います。

4 災害対策事業

① 災害発生時の対応

災害が発生したときは、日本赤十字社桑折町分区及び関係機関と連携して対応していくとともに、町と協議して必要に応じ災害ボランティアセンターを設置し、福祉避難所が設置された場合、赤十字奉仕団、ボランティアの参加協力のもと速やかに支援していきます。

② 被災者の支援

応急仮設住宅及び災害公営住宅（復興住宅）に避難している浪江町民との交流事業を通じ、コミュニティ構築と避難者の生活再建を支援していきます。

5 地域包括支援センターの運営

町から運営を受託し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の整備に向け取り組みを推進します。また、地域ケア会議を開催し、個別ケア検討や町内介護事業所との情報交換や勉強会を通じ、地域包括ケアの構築に向け、支えあいの体制づくりを進めます。

① 総合相談支援業務の実施

- 1) 高齢者の不安・介護・健康・生活・福祉に関する相談を受け付けます。
- 2) 介護保険や介護サービス利用についての説明や要介護認定申請を代行します。

② 介護予防事業の実施

- 1) 軽度の方には、チェックリストを実施し、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメントを支援します。
- 2) 介護予防計画の原案を作成します。
- 3) 町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進に協力し、地域の多様な主体を利用して高齢者を支援します。
- 4) 介護予防体操を推進します。
- 5) 認知症に対応する事業として、認知症カフェや個別相談を推進します。

③ 虐待の防止及び早期発見、その他権利擁護のために必要な事業の実施

- 1) 民生委員、人権擁護委員等との情報共有と連携を図り、家庭内虐待や介護放棄の防止と人権の保護に努めます。
- 2) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）、後見人制度等の周知啓発活動を推進します。

④ 家族介護者交流事業（町受託事業）

家族介護者相互の交流を通じ、心身ともにリフレッシュ化を図ります。

6 介護保険事業

- 一 経営基盤の安定化を図るため、各事業において利用率の向上と業務の効率化に努めます。
- 二 利用者の人権を尊重し、満足度の高い介護サービスの提供に努めます。
- 三 職員の資質と介護レベルの向上を図り、利用者の介護の充実に努めます。
- 四 利用者及び各種加算等の増を図り、介護保険事業の経営改善に努めていくとともに、人材確保のため職員の処遇の改善を図っていきます。

① 居宅介護サービスの提供

1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

入浴をはじめとする身体の保清、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行います。

なお、介護保険外の外出時の付き添い、見守り、生活援助(炊事、掃除、買い物)等の自費サービスの提供を実施していきます。

2) 通所介護（デイサービス）

2ヵ所（やすらぎ園、大かや園）の指定通所介護事業所を利用者の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介助、レクリエーションを通しての機能回復を図り、土曜日、祝祭日を含めた週6日対応で行います。また、やすらぎ園デイサービスセンターについては、リハビリ等を実施することによる身体機能の回復・生活全般にわたる援助を進めます。大かや園デイサービスセンターについては、地域密着型のデイサービスとして対応していきます。また、介護事業として、リハビリ特化型・半日デイサービス「やすらぎデイサテライトもんも」の運営（営業日：水曜日を除く月曜日から土曜日）を開始します。

② 居宅介護の支援（ケアプランの作成）

ア) 高齢者の実態を把握し、適切な情報を提供して居宅サービス計画の原案を作成します。

イ) 必要に応じ、地域包括支援センターから委託を受けて、利用者の自立を支援する介護予防計画の原案を作成します。

③ 居宅介護予防サービスの提供

町が実施する要支援者の方への介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供に協力していきます。

1) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）

要支援と認定された方に対して、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合で、かつ家族の支援や他の福祉施設等のサービスが利用できない場合に、サービスを提供します。なお、介護保険外の外出時の付き添い、見守り、生活援助(炊事、掃除、買い物)等の自費サービスを提供します。

2) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）

2ヵ所（やすらぎ園、大かや園）の指定通所介護事業所において、要支援者の方に対しサービスのみなし指定を受け介護給付の利用者と同様に予防給付の対象者の状況に応じて、土曜日、祝祭日を含めた週6日対応で行います。また、介護予防事業として、リハビリ特化型・半日デイサービス「やすらぎデイサテライトもんも」の運営（営業日：水曜日を除く月曜日から土曜日）を開始します。

④ より良いサービスを提供するための改善事業

1) 町内各介護施設等との連携・協調の充実に努めます。

2) 利用者の意見・要望聴取のためのアンケート調査を実施します。

3) 利用者に喜んでもらえるよう、誕生月に花等のプレゼントを実施します。

7 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、介護の必要な障がい者等（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者）に対し居宅介護（ホームヘルプサービス）を提供します。

8 社会福祉協議会の自主財源確保による地域福祉事業の推進

全国的に社会福祉協議会の介護事業が、報酬切り下げ等により厳しい経営が続いています。

そのため、社会福祉協議会の新たなサービス事業の展開や法人、篤志者等のご理解ご協力をいただきながら自主財源の確保に努め、住民に寄り添った地域福祉活動を進めます。

特定財源として、ご遺志基金を活用させていただき、「やすらぎデイサテライトもんも」に介護予防マシンを導入し、介護保険事業リハビリ特化型・半日デイサービスとして運営することにより、介護予防を図り健康寿命の延伸に努めていきます。

次に、水曜日には「介護予防健康教室」として、町と地域包括支援センターとの連携により、いきいき百歳体操、介護予防講座、健康教室等に活用していくとともに、日曜日は、「元気シニアクラブ」としておおむね 55 歳以上の桑折町民、浪江町民の交流の場の設置と健康維持増進等のため開放していくこととします。なお、「元気シニアクラブ事業」の日曜日の開放日については、なるべく指導員をつけながら社協職員に有償ボランティアの協力をもらい、管理運営をして行くこととします。

9 社会福祉充実計画

平成 28 年度決算において、社会福祉充実残額が発生した場合の用途については、第一順位の社会福祉事業職員に対する給与等の増額、一時金の支給及び新規事業開設に伴う人材の雇用並びに施設・設備の整備に充当します。

10 桑折町社会福祉協議会社会福祉法人 40 周年記念事業の実施

社会福祉法人 40 周年を迎える 9 月 28 日を軸に桑折町社会福祉大会を開催し、今まで功績のあった企業、個人、団体の皆様に感謝状を贈るとともに、記念講演会等を開催します。